

# 小山市ファミリー・サポート・センター

育むよろこびを感じるまち おやま'をめぐして

おやまのこどもをみんなで育てよう！



・・・昔は大家族・親戚・隣近所で、おたがいさま・あたりまえのように自然にカバーしあっていた子育てが、難しくなってしまった今だから・・・。

あなたの子育てを地域ぐるみで応援します！

お問い合わせ・申し込みは・・・

小山市ファミリー・サポート・センター

(委託事業者：社会福祉法人 桜美会)

住所 〒323-0025

小山市城山町3-7-5

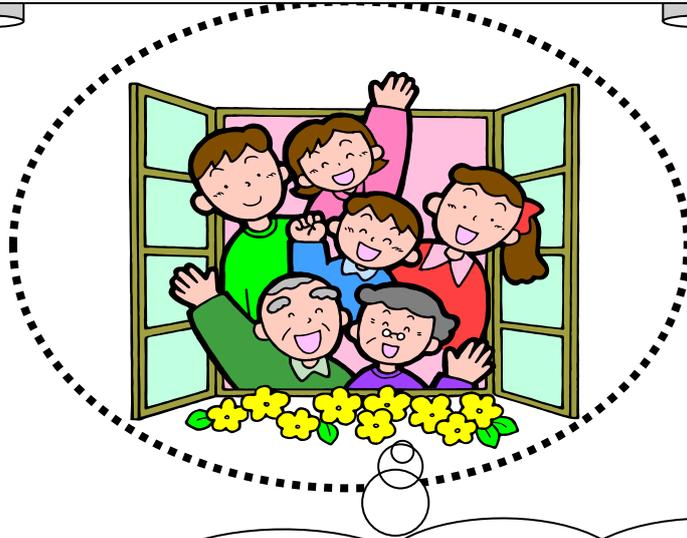
(城山・サクラ・コモン 子育て支援総合センター内)

電話 0285-24-1012

\*受付時間：午前8時30分～午後5時

(年末・年始はお休みです)

# ファミリー・サポート・センターは 地域ぐるみで子育てを応援します！



ファミリー・サポート・センターは  
子育ての援助を行いたい人（提供会員）と子育ての援助を受けたい人（依頼会員）が会員となって、お互いに助けたり、助けられたりしながら会員相互による育児の援助活動を行う組織です。



**まかせん！**



**お預り！**

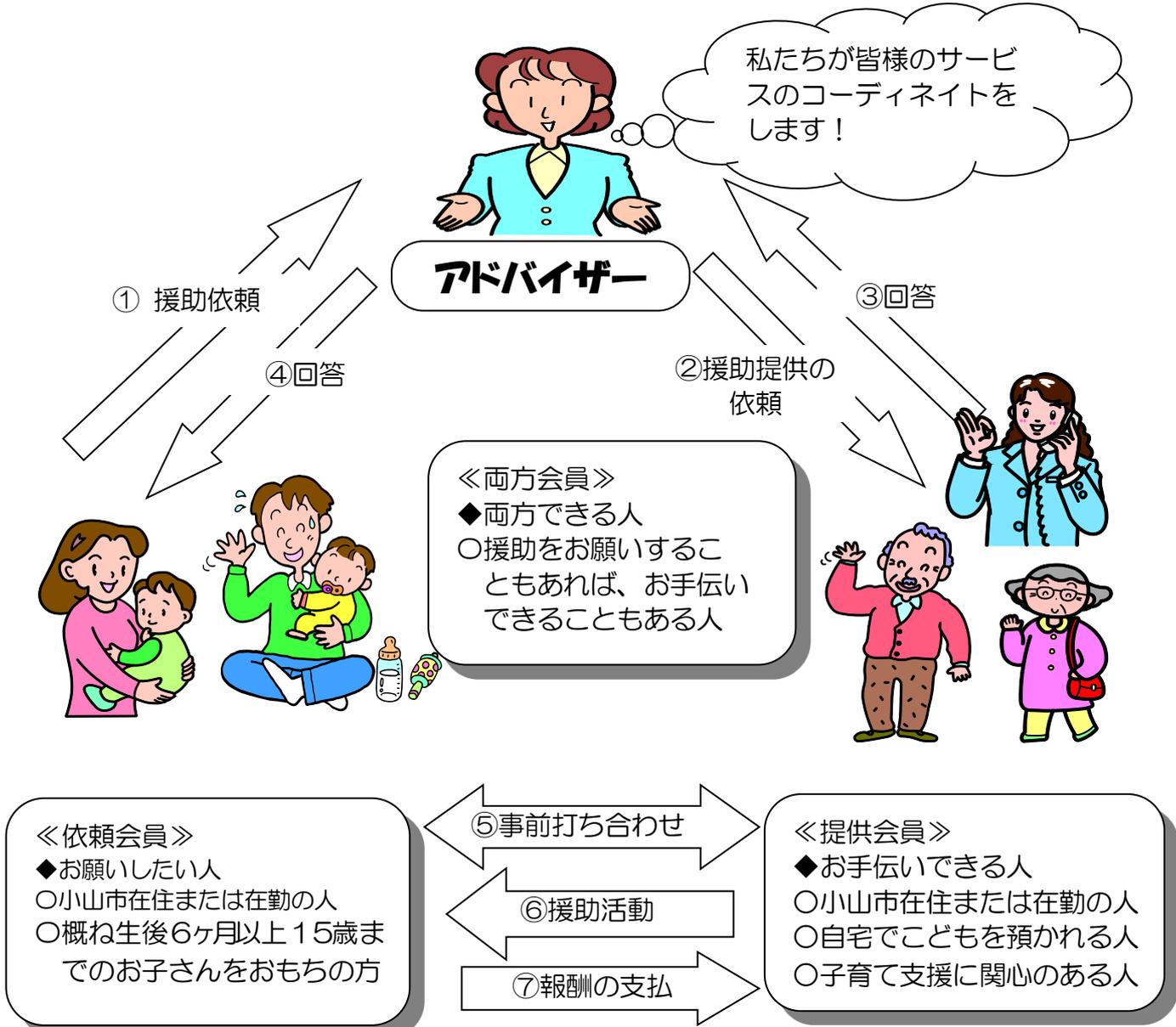
## 《ファミリー・サポート・センターで扱う育児援助の内容》

基本事業	病児・緊急対応強化事業
① 保育施設等の保育開始前または終了後、お子さんを預かります。	① 病児・病後児を預かります。病児の預かりは、保育施設又は学校までの迎え及び短時間の預かりに限ります。（病気の急性期及び流行性の病気を除く。）また、病後児の預かりは、病気の回復期にあるお子さんの預かりです。
② 保育施設までのお子さんの送り迎えを行います。	② 宿泊を伴うお子さんの預かりをします。
③ 学校の放課後または、学童保育終了後、お子さんを預かります。	③ 朝・夜間等緊急時にお子さんを預かります。
④ 保護者の臨時的・突発的な事情に応じて、お子さんをお預かりします。	④ 上記に伴う保育施設、自宅、病児・病後児施設等の間の送迎等を行います。
⑤ その他、センターの認める範囲内で、会員の仕事と育児の両立に必要な援助を行います。	

- ◆原則として、お子さんを預かる場合は、提供会員の自宅で預かります。
- ただし、対象児童が病気等であることその他やむを得ないと認められる場合は、依頼会員の自宅等において行うことができます。



## ファミリー・サポート・センターのシステム



**※援助報酬について**

援助活動報酬表参照

会員相互の援助活動ですので、上記図に示したようにサポートを受けた依頼会員さんは、提供会員さんに報酬費をお支払いください。

# 会員になるには……

❖まず、ファミリー・サポート・センターに連絡し、登録手続きをしましょう！

依頼会員	提供会員	両方会員
小山市内に在住または、在勤の方で、おおむね6ヶ月の乳幼児から15歳までのお子さんをおもちで、育児などの援助を希望する保護者の方	小山市内に在住または、在勤の方で、心身ともに健康で、育児などの援助活動を積極的に行える方	《両方会員》 育児の援助もしてほしいし、時には手助けもできるという方 (依頼会員と提供会員の両方を兼ねる方)

**提供会員・両方会員になる方には、講習会に参加していただき、必要な知識を身につけてもらいますので、安心して援助がうけられます！**

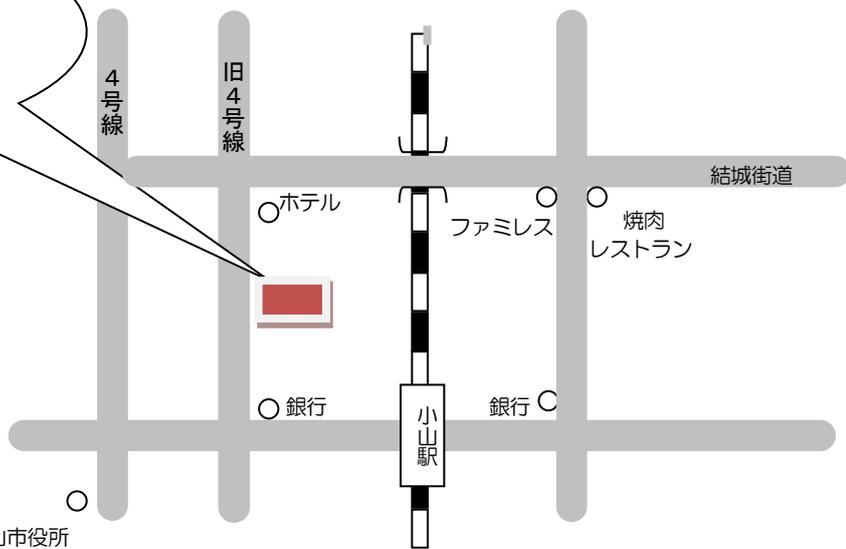
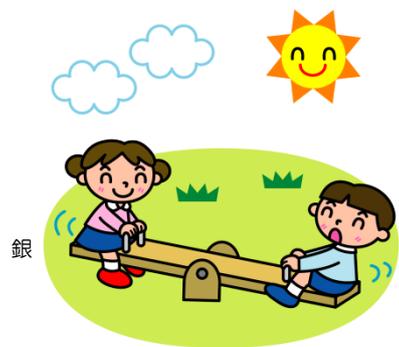
**すぐに援助が必要でなくても、いざという時のために、登録しておくとお便利です！**

**万が一の事故に備えて、会員になると、自動的にファミリー・サポート・センター補償保険に加入しますので、安心です。**



## 案内図

城山・サクラ・コモン2F  
子育て支援総合センター内  
ファミリー・サポート・センター



小山市役所

**\* 援助活動報酬表 \***

	<b>基本事業</b>	<b>病児・緊急対応強化事業</b>
平日 1 時間当たり	600 円／時間	1,000 円／時間
時間外	700 円／時間 ※7 時前、19 時以降  土・日・祝日	1,200 円／時間  ※土・日・祝日  年末・年始
病児の預かり	700 円／時間  ※微熱程度の軽度の病気のみ	あり  ※伝染性、流行性の病気や長時間の病児の預かりは行いません。
宿泊の伴う預かり	なし	あり
宿泊料金  月～金(19:00～7:00)	/	3歳以上就学前:9,000 円  小学生:8,000 円
土・日・祝(年末・年始含)  (19:00～7:00)		3歳以上就学前:10,000 円  小学生:9,000 円
交通費  (車利用の送迎場合)	200 円／回	200 円／回
食事の提供	実費	実費

- ★最初の1時間は、援助が1時間に満たない場合でも、1時間と見なします。
- ★1時間を超える場合は、30分単位でそれぞれの1時間あたりの報酬金額の半額とします。
- ★宿泊を伴う預かりについては、対象児は3歳以上となります。